

第2回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日（金）午前9時30分から10時1分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

| | | |
|---------|-----|---------|
| 会長 | 12番 | 石堂 かよ子 |
| 会長職務代理者 | 11番 | 西田 三郎 |
| 農業委員 | 1番 | 高田 真盛 |
| | 3番 | 久保田 力雄 |
| | 5番 | 小山 幸良 |
| | 7番 | 河野 律雄 |
| | 9番 | 中畠 一三 |
| | 2番 | 牛野 進一郎 |
| | 4番 | 砂坂 浩一郎 |
| | 6番 | 寺内 秀昭 |
| | 8番 | 古市 道則 |
| | 10番 | 中之園 堅二郎 |

農地利用最適化推進委員（順不同）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| イ. | 向井 克巳 | ロ. | 中園 廣行 |
| ハ. | 中峯 哲義 | 二. | 片板 大作 |
| ホ. | 雨田 俊孝 | ヘ. | 原田 晃生 |
| ト. | 小脇 尚武 | | |

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員

チ. 崎田 義昭（全員協議会に出席）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第2号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

報告案件 農用地等の利用権の合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

山田 直樹

| | |
|---------|--------|
| 農地振興係長 | 戸川 修一郎 |
| 農地振興係 | 中村 陽星 |
| 農地集積支援員 | 牛野 学 |

7. 会議の概要

事務局 会長からの挨拶でもありましたように、農地利用最適化推進委員の 崎田 義昭 委員から少し遅れるとの連絡がありましたので報告いたします。

それでは、本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第2回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 5番、小山幸良 委員。6番、寺内 秀昭 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第2号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、基盤法案件 整理番号4番において、私が農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席いたします。

議事の進行を西田会長職務代理にお願いいたします。

(石堂 かよ子 会長、降壇・退席。)

(西田 三郎 会長職務代理、登壇)

会長職務代理 それでは、事務局より議案第1号 基盤法案件 整理番号4番の説明をお願いします。事務局、戸川係長。

事務局 それでは会長職務代理からもありましたように議事参与の制限に該当する案件からということで、資料は5ページをお開き頂き計画内訳書の4番の説明をいたします。

利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地 A・66歳、利用権の設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 B・70歳、経営面積は ●●m²。

申請地は〇〇字△△××番・××番、〇〇字△△××番・××番の計4筆。地目は全て 田で、面積合計は ●●m²、期間は5年の再設定で支払方法は現物渡しとなっています。

図面は14ページに添付していますのでお目通しください。

利用権設定を受ける者は耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終ります。よろしくお願いします。

会長職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(挙手あり)

4番委員 議長、質問よろしいですか。本人はWCSを作っていて、現物渡しというはどういうことですか。

会長職務代理 はい、事務局。説明をお願いします。

事務局 WCSを作付けするんですけど、お金ではなく対価としてお米（〇俵）で払っているという解釈をしていただければと思っております。

4番委員 はい、分かりました。

会長職務代理 他に質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

会長職務代理 異議がないようですので、議案第1号 基盤法案件 整理番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号 基盤法案件 整理番号4番については、原案のとおり決定しました。

石堂会長の入場を求めます。
(西田 三郎 会長職務代理、降壇)
(石堂 かよ子 会長、着席・登壇。)

議長 議事を進行します。

議案第1号 残りの案件の説明をお願いします。事務局、戸川係長。

事務局 それでは、資料は2ページをお開きください。

引き続き議案第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和2年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権 3件・使用貸借権 2件・農地中間管理権 6件）を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期が令和2年10月1日から4年5月のものが1件と先ほど説明を終え承認を頂いた案件を含む期間5年の案件が3件、期間20年のものが1件の計5件で、田が●●m²の17筆・畑が●●m²の11筆です。

4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

1番、利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地 C・84歳、利用権の設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 D・57歳、経営面積は●●m²。

申請地は〇〇字△△××番で、地目は田の●●m²です。これ以外にも16筆あります。詳細についてはすでにお目通しいただいてるものと思いまので説明は省略します。

権利の種類については使用貸借権となっており期間は20年の再設定です。図面については6ページから11ページに添付しております。次に2番

です。

E・56歳とF・50歳の利用権設定については、田が1筆で、10アール当たり1万円で期間は5年の新規設定です。5ページをお開きください。

3番のGとHの利用権設定について、土地の所在は〇〇字△△××番で地目は畠、面積は●●m²、スナップエンドウを作付けし期間は4年5月です。

5番の利用権設定については、IとJで畠が5筆、面積は●●m²。期間5年の新規設定です。図面は15ページから19ページに添付しています。

20ページをご覧ください、農地中間管理権の総括表です。

公告年月日は9月30日、期間は5年が2件で10年が4件です。田の面積が●●m²・畠が●●m²です。21ページをご覧いただき番号は1番です。利用権を設定する者は〇〇××番地 K・75歳。土地の所在は〇〇字△△××番 外3筆、面積合計は●●m²、水稻を作付けし、賃借料は10アール当たり1万円の口座振込み、期間は10年の新規設定で耕作者はLです。2番はMとNの使用貸借権で5年の新規設定です。3番はOとPの権利設定ですがレザーリーフファンを作付けしているハウスに対するものです。4番と22ページ、5番の各耕作者は兄弟でQを出し手とする利用権設定です。ともに安納芋を作付けし期間は10年の使用貸借権です。最後、22ページの6番です。〇〇のRとSの権利設定です。図面は35ページにありますので合わせてご確認ください。土地の所在は〇〇字△△××番及び××番、地目は田です。面積は2筆合わせて●●m²です。賃借権の現物渡しという事で粒〇〇kgとなっているようです。

以上、利用権・農地中間管理権の設定を受けようとする者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、農業の生産性の向上に資すると認められ農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わりります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

7番委員 多分、親子関係か親戚関係になるんだろうと思いますけど、今説明があった内容で、賃借料のところがゼロになっているところがあるんですけど、これらの貸借について（それぞれの）関係を教えてください。

議長 はい。事務局。

事務局 具体的にはどういうことですか。

7番委員 4ページのCさんとDさんです。

事務局 親子関係です。

7番委員 それから5ページのIさんとJさんの関係は、親子あるいは兄弟で

すか。

事務局 ここは特に求めてないですけど、どなたかご存知ありませんか。

1番委員 親戚関係です。

事務局 すみません。そこまでは調べていませんでした。

7番委員 後ほど教えてください。○町○反の面積を無償契約とあったので確認でした。

議長 権利の種類が「使用貸借権」と記載されているものには賃借料は発生しません。「賃借権」と記載されているものには賃料が発生します。

7番委員 分かりました。私の勉強不足ありました。

議長 異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第1号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・T、譲受人・U を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局、中村主事補。

事務局 36ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町○○××番地 T。

譲受人が、南種子町○○××番地 U です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

その他同字2筆、地目の方はともに畠、合計3筆で地積の合計が ●●m²です。

この件につきましては、37ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は38ページから添付しています。

以上1件につきましては、9月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。（議席番号）10番、中之薦委員。

10番委員 9月9日の日に本人宅において聞き取り調査を行いました。TさんとUさんは親戚関係ではないそうです。それでTさんは今まで農業をしていましたが、もう農業は出来ないということで、昨年からVの方に土地を貸していたそうです。

ＶさんはＵさんの親になります。一旦は賃借でやりたかったんですけど、どうしても畑を買って欲しいということで買うことになったそうです。

このＵさんは会社勤めをしながら農業をやってきたそうなんですけど、去年会社がうまくいかなくて退職して本格的に就農したいということです。主に牧草栽培をやりたいということでした。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・W、譲受人・X、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします、中村 主事補。44ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Wです。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は 畑。地積は ●●m² です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、令和2年11月から令和3年3月までの4ヶ月。

資金は、造成費 〇〇円、建築費として居宅 〇〇円、車庫 〇〇円、資金内訳は、全額融資となっています。

転用目的としましては 一般住宅・車庫 です。

転用事由の詳細としまして 「現在借家住まいです。子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」 とのことです。

周囲の状況につきましては、西側に農道、東側に申請人所有の公衆用道路、北側に宅地、南側に農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土を最高 1.0m、切土を最高 1.0m 行う。

(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 1.5m 程

度設ける。

(4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は45ページから添付しています。

なお、この1件につきましては、9月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。（議席番号）10番、中之薦委員。

10番委員 9月9日の日に本人宅において聞き取り調査を行いました。事務局から詳しい説明があった通りでございますが、WさんとXさんは親子関係であります。Wさんが親でXさんが息子になります。Xさんは一応中種子町の〇〇で勤めております。

この土地は一旦、Wさんが購入してXさんに売買するということになっているようです。

それでXさんの自宅を造りたいということでした。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外10件を議題にします。事務局、牛野 支援員。

支援員 50ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が兵庫県神戸市〇〇—〇〇号 Y。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。外10筆の合計11筆、地積合計が ●●m²になります。この11筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地であると判断し、既に

山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、9月10日の現地調査において、事務局、会長、農地部長、月担当農業委員で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 報告案件 農用地等の利用権の合意解約について、事務局より説明をお願いいたします。事務局、戸川係長。

事務局 それでは私の方から農用地等の利用権の合意解約について説明いたします。資料62ページから64ページとなっております。資料62ページをご覧ください。

「賃貸借の合意解約について」ということで、農地等賃貸借契約の合意解約書が提出されたので皆様方にご報告をいたします。

令和2年4月30日付け公告の利用権の設定の一部解約(令和2年度 第33号)

整理番号1番。賃貸人が 南種子町〇〇××番地 Z、賃借人が 南種子町〇〇××番地 a ということであります。64ページに内容を記載しております。

所在・地番につきましては、〇〇字△△××番、同じく〇〇字△△××番、地目は 登記・現況ともに 畑で、面積については、合計 ●●m² であります。

解約日につきましては、令和2年8月30日ということで、解約理由が解約後に Z さんの方が売買をするということでありました。

以上、「合意解約」の報告を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

議長 質疑がないようですので、報告案件を終わります。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。

